

5 給与所得者異動届出書の記載例

《記載例1》 納税者が転職し、特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
令和6年11月10日提出	芽室町長 様 給与支払者 特別徴収者	所在地	〒082-0035 芽室町西5条1丁目		特別徴収義務者 指定番号	1234				
		フリガナ	MEMOROUNU		宛番号	1 (不明な場合は空欄可)				
		氏名又は名称	MEMO運輸 (株)		担連 当格 者先	所属 氏名	庶務 例野 一郎			
		個人番号 又は法人番号	2345678901234		電話	〇〇-〇〇〇〇 内線 (△△)				
給与 所得者	フリガナ	MEMO タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	芽室 太郎								
	生年月日	平成2年1月1日								
	個人番号	123456789012								
受給者番号	11 (不明な場合は空欄可)		6月	11月	令和6年	2	1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 子の事由・理由 7. 理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1月1日現在の住所	芽室町東1条2丁目3番地		10月	5月	10月	25日				
異動後の住所	(1月1日の住所と同じ場合は省略可) 札幌市中央区北1条西1丁目		12,000 円	5,000 円	7,000 円					
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	1111 (新規) 法人番号		3456789012345		新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新しい 勤務先	所在地	〒001-0024 札幌市北区北24条西6丁目		担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名	総務係 例田 春子		受給者番号	123-45	
	フリガナ	SAPPOROUNU		電 話	××-×××× 内線 (△△)		納入書の要否 (新規の場合のみ 記載)	<input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要		
	氏名又は名称	札幌運輸 (株)								
理由	2. 一括徴収の場合				徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日		円			
理由	3. 普通徴収の場合				徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				月 日		円			

第十八号様式 (用紙 日本産業規格 A4) (第十条関係)

《記載例3》 一括徴収した場合（令和6年6月1日～12月31日までの退職）

令和6年10月25日退職 年税額12,000円 10月までの徴収済税額5,000円
 令和6年10月25日申出 11月以降の分7,000円を10月に支払われる給与から一括徴収する。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和6年11月1日提出		(給与支払者) 特別徴収者	所在地	〒082-0051 茅室町東1条南1丁目1		特別徴収義務者指定番号	3456	
			フリガナ	ホッカイドウショウジ		宛名番号	3 (不明な場合は空欄可)	
茅室町長 様			氏名又は名称	北海道商事(株)		所属	虚務	
			個人番号又は法人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		担連当者先	氏名	例野 三郎
			個人番号又は法人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		電話	〇〇-〇〇〇〇 内線 (△△)	

給与所得者	フリガナ	オトフケ キンタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	音更 金太郎							
	生年月日	昭和59年3月3日							
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4							
	受給者番号	33 (不明な場合は空欄可)							
	1月1日現在の住所	茅室町西1条南2丁目1							
異動後の住所	(1月1日の住所と同じ場合は省略可)								
			12,000 円	5,000 円	7,000 円	令和6年10月25日	1. 退職・長欠 2. 退職・死亡 3. 支払少額・不定期 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	〒		(新規) 法人番号			新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	フリガナ		担当者連絡先	氏名		受給者番号
氏名又は名称			電話	内線 ()		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	10 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
	2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	10月20日	7,000 円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
	3. 死亡による退職であるため

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

《記載例4》 一括徴収した場合（令和7年1月1日～4月30日までの退職）

令和7年1月24日退職 年税額36,000円 1月までの徴収済税額24,000円
 令和7年2月以降の分12,000円は2月に支払われる退職金から一括徴収する。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
令和7年1月9日提出		所在地	〒089-0611 幕別町新町1-2-3			特別徴収義務者 指定番号	4567									
芽室町長 様		フリガナ	マクベツヨウツウ			宛名番号	4 (不明な場合は空欄可)									
特別徴収者		氏名又は名称	幕別交通(株)			担速 当絡 者先	所属 氏名	庶務 例野 四郎								
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
		フリガナ	シミズ カグヤ			異動 年月日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法							
給 与 所 得 者		氏名	清水 かぐや			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
		生年月日	平成5年4月4日			6	月	から	2	月	から	令和7	年	1	月	
		個人番号	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6		
		受給者番号	44 (不明な場合は空欄可)			1	月	まで	5	月	まで	1	月	月		
		1月1日 現在の住所	芽室町西1条2丁目3 △△ハイム ○○号室			36,000	円	24,000	円	12,000	円	24	日			
		異動後の 住所	(1月1日の住所と同じ場合は省略可) 帯広市西5条南8丁目1													
1. 特別徴収継続の場合											新しい勤務先へは、月割額 円を					
新 特 別 徴 収 先		特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号													
		所在地	〒			担当者 連絡先		所 属 氏 名		電 話		内線 ()		受給者番号		
		フリガナ												納入書の要否 (新規の場合のみ 記載)		
		氏名又は名称												右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要 記入		
2. 一括徴収の場合											左記の一括徴収した税額は、					
理 由		2	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		2		月分(翌月10日納入期限分)で					
			2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			2	月	15	日	12,000		円	納入します。			
3. 普通徴収の場合																
理 由			1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため													
			2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
			3. 死亡による退職であるため													

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)